

酒類販売事業者に対する支援について

○ 緊急事態宣言の延長に伴う新たな支援

- 緊急事態宣言の延長に伴い、酒類等を提供する飲食店等に対する休業要請は長期化。これによる影響を受ける酒類販売事業者に対する都道府県の支援を後押しする。
- 酒類の提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者に対し、国の支給する月次支援金（※）について、都道府県が、
 - ・その上限額の上乗せを行う場合（2倍まで）や
 - ・売上▲50%減等の要件を緩和（売上▲30%減まで）する場合には、国が地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用し、財政支援を行う。

※ 売上減少額を給付。上限：個人10万円/月、法人20万円/月

（参考）4月30日付・内閣府地方創生推進室から都道府県への通知

酒類等を提供する飲食店等に対する休業要請により影響を受ける酒類の販売業者等に対し、国の支援措置の上乗せ・横出しを含めた、都道府県独自の支援に積極的に取り組むことの検討を要請。（地方創生臨時交付金の事業者支援分を活用）

○ 国税庁から地方自治体への要請

- 上記について、国税庁から地方自治体に対して、積極的な取組を要請する。